

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和6年12月分）

[illegible]

随意契約理由書

1 案件名称

夢洲等における交通量に関する調査・影響検討業務委託

2 契約の相手方

中央復建コンサルタンツ株式会社

3 随意契約理由

2025 年大阪・関西万博を成功させるため、万博開催時、市が管理する道路における来場者等の輸送の円滑化に万全を期すよう、必要な取組みを市として検討・実施する会議体として、「(仮称) 大阪市道路交通円滑化対策会議」の設置を進めることとなった。

これを受け、庁内の関係部署が迅速に情報を共有し、効果的な取組みを検討・判断・実施できるよう、市長をトップとし関係局長等から構成する体制を構築することとなった。

本会議の運営にあたり、夢洲周辺で万博開催前、開催中の車種別の通行車両台数の常時把握、把握データの分析、各種対策の実施の判断が必要となり、このうち、車種別の通行車両台数の常時把握として、A I カメラによる車両感知の交通モニタリングが必要となる。

他方、これまで万博開催に向けた夢洲等インフラ整備事業を進めるために、工事期間中、一般交通及び工事車両が円滑に通行できるように、工事車両の運行管理を実施する業務として「夢洲関連工事に伴う交通量調査業務委託」を発注しており、この業務を遂行するために、夢洲に向かうルート上にA I カメラを設置している。

本業務で必要となる車両を感知するA I カメラの設置については、関係機関協議、交通規制、車両を正確に感知するための角度調整並びにカメラの精度確認など3ヶ月以上の期間がかかるとともに、基礎・支柱を含めたカメラの設置費用も必要となる。

これらのことから、既契約業務でのA I カメラを活用することにより、改めて機器等を設置せず、継続して活用することで万博期間中の交通モニタリングが可能となり、経費の節減及び業務期間の短縮となり、業務の円滑な実施に有利と認められることから既契約業務の契約相手方と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の2 第1 項第6 号

5 担当部署

建設局 臨海地域事業推進本部 臨海地域事業調整担当 (6615-7184)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度道路橋梁総合管理システム機能改修業務委託

2 契約相手方

三菱電機（株）関西支社

3 随意契約理由

道路橋梁総合管理システム（以下、道橋システム）はこれまでに蓄積された道路・河川・橋梁・樹木施設などの膨大な施設の台帳、調書、図面、工事完成図書等を管理するためのシステムである。

本業務は、大阪市 DX 戦略アクションプランにおける公園緑化系維持管理業務の効率化及び改善を目的として、現在当該システムで運用している樹木管理台帳に加えて、公園施設及び公園樹等の各種台帳を管理する機能を追加するため、改修を行うものである。

当該システムは、三菱電機(株)が保有するパッケージソフトを基に開発したシステムであることから、上記機能改修を実施するにあたっては同社保有の技術が必要不可欠であり、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 企画部 企画課 DX 推進担当（電話番号 06-6615-6479）

随意契約理由書

1 案件名称

未来の下水道ブース制作業務委託

2 契約相手方

株式会社 NHK エンタープライズ

3 随意契約理由書

本業務は、未来のまちづくりにおける下水道の豊かな可能性を未来の下水道ブースとして可視化し情報発信することにより、下水道事業の理解促進や下水道技術の情報発信を強化することを目的としており、PR 映像とイメージイラストなどの展示物の制作を行う業務である。

映像とイメージイラスト等の展示物の制作にあたっては、未来のまちづくりにおける下水道の豊かな可能性を的確に提示するとともに、「万博会場」「下水道展」「下水道科学館」への国内外からの来場者の関心や興味を引き出す短時間で印象に残る映像・イラスト等の展示物を制作する必要がある、本業務を実施するにあたっては、民間のノウハウを活かした情報発信が効果的であると考えられ、受託事業者には、高度で専門的な企画力、表現力・構成力等を有することが求められる。

上記を踏まえ、本業務は非定型的かつ高度な技術力を要するものであることから、本業務委託は価格のみによる競争に適さないと判断し、未来の下水道ブース制作業務委託の公募型プロポーザル方式受託者選定会議において意見を聴取した結果、上記の業者が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 下水道部 下水道資源循環課 (電話 06-6615-7674)